

生徒心得

校内生活

1 出欠席について

- ① 欠席，早退，欠課，忌引等は事前に届け出る。
- ② 欠席 1 週間以上にわたる時はその理由を添え期限を定めて届け出る。(病
気の際は医者診断書を添える。)

- ③ 長期欠席者はその期間中随時欠席中の状況を担任の先生に報告する。

2 登校下校について

- ① 登下校の時刻を遵守する。

登校時刻 8：40

下校時刻 17：00

- ② 登校後外出する時は許可をうけ，外出許可証を持参する。
- ③ 登下校の際は生徒として不適当と思われる場所には立ち寄らないように
する。

3 学級週番について

- ① 各学級生徒 2 名ずつ輪番に当たる。
- ② 各ホームルームの整理整頓に当たる。
- ③ 学級日誌を記載する。
- ④ 教室を移動する時には教室の施錠をする。

4 清掃について

- ① 掃除用具は配当されたものを使用し使用後は所定の場所にきちんと整頓
しておく。
- ② 掃除用具が損耗した場合には係先生に申し出て補給を受ける。
- ③ 当番委員は責任を自覚し，全体の点検指導に当たる。

5 生徒所持品について

- ① 所持品には必ず学校名，学年，組，氏名を明記する。
- ② 生徒は必要以上の大金を持参しない。
- ③ 各係等で大金を所持する場合は担任に預かって貰う。

④ 学習上不必要なものは持参しない。

⑤ 金銭物品はつとめて貸借しない。

⑥ 紛失した場合は担任、又は学年の先生に早く連絡する。

6 校具，用具の取り扱いについて

① 公共物である事を忘れずに常に大切に使用する。

② 校具，用具は無断で持ち出さないようにし，使用する際は係りの責任者の許可を得てから使用する。

③ 破損した場合は直ちに届け出る。

校外生活

1 通学について

① 先生や目上の者又は生徒相互間においても常に自然な挨拶をするよう心掛ける。

② 言葉遣い，態度は高校生らしさを保つよう心掛ける。

③ 登校，下校は複数で通学する事が望ましい。また事故発生時は速やかに学

校や家庭に連絡する。

④ 生徒は常に身分証明書を所持する。

⑤ 自転車運転時の傘の使用は禁止する。

2 交通道德について

① 交通道德，交通規則を常にわきまえ，他人に親切を尽くし，迷惑をかけないように心掛ける。

② 盗難防止のため自転車にはカギをつけ，本校所定のステッカーを定められた位置に貼ること。

③ 対面交通をよく守り，横隊を作ったり密集したりしないように心掛ける。

④ 自転車通学生は事故防止のため，特にベル，プレーキ，ライト等は十分活用できるよう常に注意をはらう。

3 外出・外泊について

① 生徒として不適當な場所へは出入りしない。

② 外出・外泊の場合は，必ず家の者に行き先・用件・帰宅時間等を話して行

く。外泊はやむを得ない限りしない。

③ 夜間の外出の際は、保護者等同伴とする。

アルバイト基準

1 アルバイトは原則として長期休業中のみとする。

2 著しく成績不振な者のアルバイトは認めない。

3 アルバイトを認める日数は、夏季休業においては 20 日以内、冬季・春季休業においては 7 日以内とする。

4 アルバイトの勤務時間は、午後 8 時までとする。

5 生徒のアルバイトをする地域は、自宅から通勤できる範囲とする。

6 次のような職種のアルバイトは認めない。

① 接待をともなうもの

② 危険な作業をともなうもの

② その他教育上不適当と認めるもの

7 アルバイトを希望する場合は、アルバイト先事業所の採用証明を受けて

承認願書を学校長に提出し許可をうける。その際、願書は休業に入る 3 日前までに提出することを原則とする。

付 則

やむを得ない事情により長期休業日以外にアルバイトを希望する場合は、学校長の承認をうけること。

自動車運転免許取得について

自動車学校への手続・入校・通学等は、3 年生の冬季休業からとする。ただし卒業後の進路が決定もしくは内定した生徒については 10 月 1 日から可とする。

(1) 自動車学校通学希望者は、事前にクラス担任及び生徒指導部を通じて学校長に、保護者等の承認を受けた上で、通学許可願を提出し、許可証を受ける。無許可通学者に対しては、指導を行う。

(2) 通学の許可を受ける者は、誓約書を提出する。

(3) 受講中は、許可証を携帯する。

(4) 通学は、休業日等または放課後とし、授業に支障のない場合とする。

テスト前一週間、テスト期間中は認めない。

(5) 仮検・卒検・本検のため、やむを得ず欠席する場合は、事前に申請し、許可を受ける。

(6) 免許を取得した者は、取得届を提出する。

(7) 在学中は、車を運転してはならない。取得した免許証は、卒業まで保護者等が責任をもって保管すること。

原付免許取得について

(1) 取得希望者は、事前にクラス担任及び生徒指導部を通じて、学校長に届け出、取得後、直ちに取得届を提出する。但し、受検は授業にさしつかえないようにする。更に、免許取得者は、安全講話等を受講する。

(2) 自動二輪車(50CC を超えるもの) の免許取得は在学中は禁止する。

原動機付自転車による通学許可について

生徒の原動機付自転車通学について、交通事故防止の観点から次のように

規定する。

1 許可の対象

(1) 基本的生活習慣を守り、事故を起こすおそれのない者。

(2) 通学距離が 10km (片道) 以上の者。ただし、部活動で帰宅が遅くなる者は、8km 程度以上とする。

2 遵守事項

許可された者は次の各項を遵守しなければならない。

(1) 原動機付自転車を改造しないこと。

(2) 原動機付自転車に本校所定のステッカーを定められた位置に貼ること。

(3) 原動機付自転車の貸借をしないこと。

(4) 道路交通法等の関係法規を遵守し、本校主催の交通安全指導講習を受けること。

(5) 他者から譲り受けたり、中古で購入した原動機付自転車を通学に使用する際、改造されたり取り替えられた部品がある場合は純正の部品に戻す。

(6) 自賠責保険,任意保険等の定められた損害保険に加入すること。

(7) ヘルメットは単色（黒・白・シルバー）で透明なシールドのフルフェイスとすること。

(8) その他,本校職員の指導に従うこと。

3 許可の取り消し

次の各項に該当した場合は許可を取り消す。

(1) 上記の「1 許可の対象」に該当しなくなったとき。

(2) 上記の「2 遵守事項」に違反したとき。

(3) その他許可の取り消しが適当と認められるとき。

服 装 容 儀

1 本校指定の服装を着用し、校章は必ず規定の場所(制服の左襟)につける。

なお、服装は常に高校生らしく、品位を失わないように留意する。また規定以外の服装を着用するときは必ず担任の先生に申し出る。

2 冬服着用期間は10月1日より翌年5月31日迄とし、夏服着用期間は6月1日より9月30日迄とする。ただし、衣替えの前後1カ月間は夏服、冬服いずれも可とする。

3 体育の授業時間は所定の服装とする。夏期は半袖丸首シャツとショートパンツ、冬期は長袖トレーニングシャツとトレーニングパンツ、色は学年別とする。

4 髪形は高校生らしく、簡素清潔にする。(但し、パーマ、染色、脱色は禁止。)

5 ゴム等、髪を止める物は、華美にならないようにする。

6 タイツは黒・ベージュとする。

7 ソックスは白・黒・紺とする。(アンクルソックスは禁止。)

8 登校靴は白、黒、茶を原則とする。但し、運動靴の登校は差し支えない。

9 コート類は、黒・紺・茶・ベージュ・白・グレーを基調とする。

10 カーディガン、セーターについて

① 色は 紺・黒の単色とする。

② えりはV型とし、セーラーカラー・リボンを必ず表に出すものとする。

11 ズボンはベルトを着用し、色は黒・紺・茶の単色で華美な飾り等のないものとする。

(制服について)

〈セーラー型〉

上 セーラー型 白線 3 本入り

- 1 衿明 バスト線より 2cm 上る (胸当なし)
- 2 前明 料玉緑 12cm
- 3 ダ ー ツ 脇ダーツ及び前後のウエストダーツ 2 本
- 4 脇明 袖下 4 まで
- 5 ポケット アウトポケット白線なし 位置 バスト線より 4cm 上
- 6 着丈 ウエスト線より長く
- 7 色 冬…黒 夏…白 半袖 (袖丈袖下 5cm)又は長袖
- 8 衿, カフス 取りはずし式

下 スカート

- 1 ひ だ 数 22~28 車ひだ (ジャンパースカートは不可)
- 2 ベルト巾 3~4cm

- 3 スカート丈 ひざがかくれる長さとする。

- 4 色 黒

〈詰め襟型〉

上下黒の詰め襟標準学制服とする。夏期は上衣に白のワイシャツ (長袖又は半袖) を着用する。

その他

- 1 在学証明書,乗車券購入証明書,成績証明書等の発行を希望する場合は, 午前中に事務室に申し出る。
- 2 言葉遣いは高校生にふさわしい言葉を使うように心掛ける。
- 3 来校者に対しては素直に挨拶し, 親切に対応する。

令和 7 年 9 月一部改正